

一関市公共施設等総合管理計画 個別施設計画



令和6年3月
岩手県一関市

目 次

1	計画作成の目的と位置付け	1
	(1) 計画作成の目的	1
	(2) 計画の位置付け	1
2	対象施設	3
	(1) 対象施設	3
	(2) 計画期間	3
3	対策の優先順位の考え方	4
	(1) 市民文化系施設	4
	(2) 社会教育系施設	4
	(3) スポーツ・レクリエーション系施設	5
	(4) 産業系施設	5
	(5) 学校教育系施設	5
	(6) 子育て支援施設	5
	(7) 保健・福祉施設	6
	(8) 医療施設	6
	(9) 行政系施設	6
	(10) 公園施設	7
	(11) 道路・河川施設	7
	(12) 運輸・通信施設	7
	(13) その他施設	8
	(14) 医療施設（病院会計）	8
4	対策の内容と実施時期	8
5	対策費用	8
	(1) 計画期間内に要する対策費用の整理	8
	(2) 費用区分	8

1 計画作成の目的と位置付け

(1) 計画作成の目的

平成17年及び平成23年の2度の市町村合併により、8市町村が一つとなった一関市は、多くの公共施設を所有しています。市町村合併前の旧8市町村において、昭和40年代からの高度経済成長期以降、市民ニーズなどに応じて、学校施設や集会施設、公営住宅など多くの公共施設を整備してきました。

これらの施設の中には、建築してから30年を超える施設も多くなってきていることに加え、合併による施設の重複や偏在など、課題を抱えているものも少なくありません。経年劣化による修繕費の増加に加え、10年後、20年後には老朽化した施設の大規模改修や建替えが必要となるばかりでなく、これらが同時期に集中することが懸念され、厳しい財政状況が予測される中、既存の施設を現状のまま維持していくことは困難な状況となっています。

また、人口は減少傾向にあり、年少人口割合が減少する一方、老年人口割合は増加するなど、人口構成も変動しており、公共施設を取り巻く環境は変化しています。さらに、市民のライフスタイルやニーズの多様化などから、公共施設の利用需要が大きく変化していくことも見込まれます。

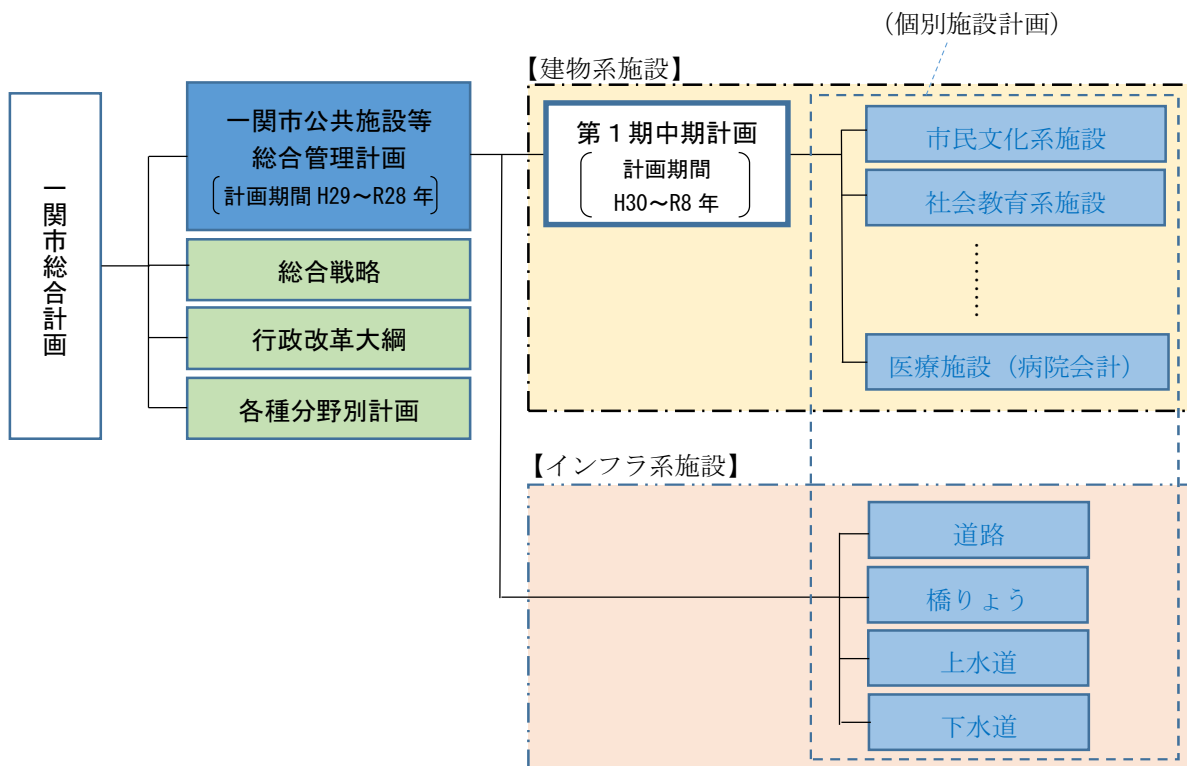
このような状況を踏まえ、平成28年10月に、本市が所有する公共施設等の現状を明らかにするため、基本情報や利用状況、収支状況などの調査結果をもとに、「一関市公共施設白書」を作成しました。また、平成29年3月には、一関市公共施設白書から見えた現状と課題から、長期的な視点をもって今後の公共施設等の適正管理に向けた基本的な考え方や取組の方向性についてまとめた、計画期間を30年間とする「一関市公共施設等総合管理計画（以下「長期計画」という。）」を策定し、翌年度以降、さらに具体的な対応について検討を進めることとしていたところです。

平成30年6月には、長期計画を着実に推進するための下位計画として、建物系施設を対象とした今後9年間における基本的な取組の方向性や検討の進め方、推進体制等についてまとめた「一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画（以下「中期計画」という。）」を策定しました。中期計画で定めた維持保全の最適化において、施設は目標使用年数まで使用することを基本に、個別施設ごとの長寿命化等に関する計画（以下「個別施設計画」という。）を作成し、計画的な施設の維持・修繕に取り組むこととしています。

個別施設計画は、公共施設等の予防保全を実施するものを対象としており、中期計画において作成することとしている「保全工事予定表」のことをいいます。

(2) 計画の位置付け

個別施設計画は、長期計画を最上位計画とし、長期計画と個別施設計画を橋渡しする中期計画を上位計画とします。中期計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、施設ごとの維持管理・更新等の対策の内容や実施時期などをまとめたものです。



2 対象施設

(1) 対象施設

対象施設は、行政財産である（普通財産を除く）建物系施設のうち、学校施設及び公営住宅施設以外の施設かつ中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針（令和3年9月決定）において、廃止又は譲渡とした施設以外の施設とします。

なお、中期計画においては、「先導的な取組の対象とする施設分類」のうち、「予防保全対象施設の設定基準」のいずれにも該当しない建築物は対象としておりません。

施設数 536施設
延床面積 322,904.25㎡

先導的な取組の対象とする施設分類	予防保全対象施設の設定基準
① 市民文化系施設	1 建築基準法第12条2項に規定する特定建築物 2 延床面積が200㎡を超える建築物 3 その他予防保全的に維持することが望ましい施設（放課後児童クラブなど）
② 社会教育系施設	
③ スポーツ・レクリエーション系施設	
④ 産業系施設	
⑤ 子育て支援施設	
⑥ 保健・福祉施設	
⑦ 医療施設	
⑧ 行政系施設	

【参考】予防保全対象施設の基準について

◆建築基準法第12条第2項に規定する特定建築物

建築基準法第12条第2項により、点検が義務付けられている建築物は、「建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物」とされている。

○建築基準法第6条第1項に掲げる建築物

→建築基準法別表第1（イ）欄に掲げる用途に供する特定建築物（集会場、病院、学校、体育館など）で、その用途に供する面積が100㎡を超えるもの

○その他政令で定める建築物

→事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、次のいずれにも該当するもの

- ・階数が5以上である建築物
- ・延床面積が1,000㎡を超える建築物

◆延床面積が200㎡を超える建築物

官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定により、国等において定期点検が義務付けられている建築物は、政令で定めるところにより、「事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、「階数が2以上である建築物」又は「延床面積が200㎡を超える建築物」のいずれかに該当するもの」とされている。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、以降は毎年度向こう10年間の見直しを行います。

3 対策の優先順位の考え方

中期計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づく今後の管理方針の内容は以下のとおりです。

(1) 市民文化系施設

①集会施設

- 市民センターは、地域づくりの拠点施設として今後も活用される見込みであることから、必要な機能を確保し、長寿命化を図ります。
- 地区別に必要な集会機能については、利用者数や地区の実情などを考慮し見直しを行います。
- 老朽化した施設の建替え更新などの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約を進めることや、他の機能との複合化・多目的化を検討し施設の有効活用を図ります。
- 管理運営にあたっては、地域づくり活動拠点としての機能をより高めるため、指定管理者制度の導入を推進します。
- 利用の形態が専ら当該地域の限られた自治会エリアの利用となっている施設は、地域間の均衡と公平性から地元自治会へ無償貸付又は無償譲渡を促進します。

②文化施設

- 文化施設は、単一施設又は複合施設の別や、施設ごとの利用度が大幅に異なる状況であることを考慮し、それぞれの特徴や有する機能等を検証のうえ、今後のあり方を検討します。
- 藤沢文化センターは、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

(2) 社会教育系施設

①図書館施設

- 利用者数等を勘案し、施設の適正規模を検討します。併せて、サービス低下を最低限にとどめるため、配本所の増設など代替サービス案について検討します。
- また、業務委託の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

②博物館等施設

- 施設の維持管理に、相応のコスト負担が生じている状況を踏まえ、入館者数の増加策を検討します。
- 収蔵品の保管場所については、廃校校舎等の未利用施設の活用を検討します。
- 施設の更新にあたっては、他の施設への機能集約なども視野に入れ、慎重に検討を行います。

○管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①スポーツ施設

○地域住民が利用するスポーツ施設については、利用状況や配置状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。

○特に、著しく利用が少ない施設や利用者に偏りがある施設、維持管理に高額な費用が掛かる施設については、見直しを検討していきます。

②レクリエーション施設・観光施設

○利用者にとって快適な環境を整えるため、施設の現状を確認しながら維持補修等を行い、施設の機能維持を図ります。

○利用者の少ない施設については、廃止等も視野に入れ今後のあり方を検討します。

○宿泊研修施設は、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討するとともに、施設の費用対効果を検証し、廃止も視野に入れ、慎重に検討を行います。

(4) 産業系施設

○市内産業のインフラとしての機能を果たしているものもあるため、市内産業などの動向も鑑み更新を検討していきます。

○施設の更新の検討にあたっては、類似施設との集約化や他の機能との複合化・多目的化を検討し、施設の有効活用を図ります。

○職業訓練施設は、施設の集約も含めた今後のあり方について、関係団体との協議を進めながら慎重に検討していきます。

○管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

(5) 学校教育系施設

その他教育施設

○学校給食センターは、安定的な給食の提供ができるよう、給食調理設備・備品の計画的な更新を行います。

○児童、生徒数の減少により発生する調理能力の余剰分の活用を検討します。

(6) 子育て支援施設

①幼稚園・保育所・認定こども園

○幼稚園は、園舎の老朽化が進んでいることや定員充足率の低下など課題があることから、平成 29 年 6 月にまとめた市立幼稚園のこども園化等に係る基本的な考え方に基づき、民

営化・こども園化・統廃合について検討します。

- 保育所は、幼稚園との認定こども園への移行も含め、施設の新築、改修等の必要性を検討します。また、少子化の進行状況をみながら、一定規模による保育を維持していくため、各地域の実情に応じ、施設の統廃合を検討します。

②幼児・児童施設

- 放課後児童クラブについては、専用施設の整備ではなく、小学校の余裕教室等を活用する基本方針で、該当する学校と協議を進めていきます。

(7) 保健・福祉施設

①高齢福祉施設

- 老人福祉センターは、施設の老朽度や利用状況を踏まえ、他施設への機能の集約や廃止等も視野に入れ、今後のあり方を検討します。
- 介護予防センターは、介護予防事業の方向性、地域での利活用の見込みを踏まえ、指定管理者制度の導入を含め効率的・効果的な管理運営方法を検討します。

②障害福祉施設

- 利用状況を踏まえ、障がい者の社会参加と理解促進を図るため、効率的な利活用方法を検討するとともに、修繕による長寿命化を図ります。

③保健施設、その他保健・福祉施設

- 職員が常駐していない又は老朽化している保健センターについては廃止も視野に入れ、効率的な利活用方法を検討していきます。
- 花泉総合福祉センターは、引き続き、指定管理者制度による管理運営と計画的な修繕による長寿命化を図ります。

(8) 医療施設

- 各診療所は、地域住民の医療の確保に不可欠な施設であることから、経営の健全化を図りながら、適正に管理を行っていきます。

(9) 行政系施設

①庁舎等施設

- 本庁舎は、行政サービスの提供の場として、また、全市的な防災の拠点として長期間にわたり機能を確保します。
- 支所庁舎は、行政サービスの提供の場として、また、地域防災の拠点としての機能を確保するとともに、余裕スペースについては、有効活用を検討します。

②消防施設等

- 消防署は、救急件数の動向、人口、地勢、道路事情、市街地等の形状や面積、集落の分布状況及び災害対応を考慮しながら、施設数や建替えを検討します。
- 防災センターは、同一敷地内にある分遣所との統廃合を検討します。
- 屯所については、現行の耐震基準導入以前に建設された屯所の優先的な更新を計画し、消防団員数に応じた施設数を検討します。
- 火災等の災害時に市民の生命や財産を守るため、適切に施設の更新、維持補修を行うとともに、可能なものは将来的に他施設との複合化を検討します。

(10) 公園施設

- 国の公園施設長寿命化計画策定方針をもとに、維持管理及び更新に関する個別計画を策定し、施設の適正かつ効率的な維持管理とコストの縮減を図ります。
- 公園が地域コミュニティの場となるよう、地域協働体への指定管理による管理・運営を検討します。
- 利用頻度の少ない公園は廃止を検討します。

(11) 道路・河川施設

①道路施設

- 地域住民との協働による周辺環境整備を推進します。

②河川施設

- 4施設の受益地がそれぞれ違うことなどから、統廃合は困難であり、有効な代替策もないため、現有排水機場の施設・設備の詳細な点検を行い、必要に応じて可能な修繕及び更新をすることにより、適正に維持管理を図ります。
- ポンプ・動力機器の修繕や更新費用は高額であることから、補助事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）を導入し、機能診断と機能保全計画を策定のうえ、計画的に設備の更新や建屋の改修を行い、長寿命化を図ります。

(12) 運輸・通信施設

①市営バス施設

- 平成26年2月に策定した「一関市地域公共交通総合連携計画」に基づき、バス路線の廃止が決定された場合は、当該関連施設も廃止します。
- バス待合所は、路線が存続する間は老朽度に応じて維持補修を行い、管理棟及び車庫については、路線存続の間は改修等により長寿命化を図ります。

②情報通信施設

- 防災行政情報システムは、老朽化に応じた維持補修を行い、長寿命化を図ることを検討し

ます。

(13) その他施設

○駐車場及び駐輪場については、指定管理者制度の導入を含め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

○公衆便所は、衛生面や老朽度に応じて修繕を行い、利便性の向上を図ります。

(14) 医療施設（病院会計）

○病院及び老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームは、利用者である市民が療養や生活をする施設であることから、入院・入所の状況、将来の見通しを十分に検討し、改築等の対応を判断します。

○デイサービスセンターは、特別養護老人ホームに併設されており、特別養護老人ホームと一体として改築等の対応を判断します。

○築20年を経過した施設は、計画的な老朽化対策を実施するとともに、入院・入所の状況を踏まえ、大規模改修の必要性を検討していきます。

4 対策の内容と実施時期

(1) 対策の内容

耐用年数による改修周期を基本とし、施設の管理状況に応じた維持管理・更新等を検討していきます。

(2) 実施時期

本計画を基本としますが、施設利用者の安全の確保や維持管理の緊急性などから判断し、変更する場合があります。

5 対策費用

(1) 計画期間内に要する対策費用の整理

中期計画の、平成29年度から令和8年度までの10年間では、建物系施設の修繕、改修、更新等に要する普通建設事業費を、概ね280億円以内とすることを目標としています。単年度あたりの事業費は概ね28億円であり、建物系施設の修繕・改修・更新等に要する経費としている公共施設等総合管理計画推進費はこのうち、およそ12億円（改修等10億円、解体2億円）を目安としています。

本計画を踏まえ、対策費用については予算編成の中で検討していきます。

(2) 費用区分

ア 維持管理・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕のことを

いいます。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいいます。

(例：法令に基づく点検や屋根・外壁の塗装、畳の張替など)

イ 改修

施設等を直すことをいいます。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいいます。

(例：耐震改修、長寿命化改修など)

ウ 更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取替え、同程度の機能に再整備することをいいます。

●個別施設計画の策定単位一覧表

施設分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	市民センター、コミュニティセンター、地区会館
	文化施設	市民文化センター、市民会館、その他文化施設
社会教育系施設	図書館施設	図書館
	博物館等施設	博物館、資料館、文化財施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	プール、野球場、テニスコート、多目的グラウンド、体育館、武道館、パークゴルフ場、ゲートボール場、クラブハウス
	レクリエーション施設 観光施設	キャンプ場、広場、宿泊研修施設、観光施設
産業系施設	産業系施設	市街地活性化施設、農業振興施設、堆肥センター、牧野、交流促進施設、工業振興施設、地域情報・物販施設、職業訓練施設
学校教育系施設	その他教育施設	学校給食センター、スクールバス車庫
学校施設(小学校・中学校)	学校施設	市立小中学校
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園、保育所、こども園
	幼児・児童施設	児童クラブ
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター、介護予防センター
	障害福祉施設	障害福祉施設
	保健施設 その他保健・福祉施設	保健センター、その他保健・福祉施設
医療施設	医療施設	診療所、歯科診療所
行政系施設	庁舎等施設	市庁舎
	消防施設等	消防署、防災センター、コミュニティ消防センター、屯所、水防倉庫
公園施設	公園施設	市公園、都市公園、農村公園
道路・河川施設	道路施設	市道管理施設
	河川施設	排水機場、その他河川管理施設
運輸・通信施設	市営バス施設	管理棟、バス待合所、車庫
	情報通信施設	防災行政情報システム
その他施設	その他施設	駐車場、駐輪場、車庫・倉庫、公衆便所等
医療施設(病院会計)	医療施設(病院会計)	藤沢病院、介護施設、老人ホーム、グループホーム

※学校施設(小学校・中学校)における計画については、一関市学校施設長寿命化計画(一関市教育委員会 令和3年3月策定)を参照

※普通財産の個別施設計画は策定せず、管理に関する基本的方針により取り扱うこととする。(長期計画 P51記載)

個別施設計画 事業計画表 令和5年度～14年度

(単位：千円)

計画年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	合計
合計（病院会計を含む）	1,064,379	993,532	900,293	933,885	903,172	854,201	899,755	871,573	878,875	904,763	9,204,428
合計（病院会計を含まない）	1,035,379	965,476	861,673	825,885	843,302	832,601	872,155	833,383	837,875	824,963	8,732,692
市民文化系施設	344,784	292,880	75,678	185,332	115,531	169,400	185,102	40,000	33,564	16,000	1,458,271
社会教育系施設	19,910	145,912	244,197	68,317	194,904	54,124	49,320	62,870	9,396	52,987	901,937
スポーツ・レクリエーション系施設	124,545	111,265	228,232	94,534	132,694	184,834	152,243	154,451	294,371	410,965	1,888,134
産業系施設	48,000	23,540	1,762	25,560	61,670	8,616	5,590	24,025	44,490	24,765	268,018
学校教育系施設	60,709	52,660	60,880	56,799	63,482	94,461	65,863	122,874	76,504	49,010	703,242
学校施設（小学校・中学校）	141,826	281,479	86,548	44,450	60,348	67,524	112,279	109,643	115,865	84,026	1,103,988
子育て支援施設	7,469	12,000	13,676	3,500	6,809	3,514	3,167	0	1,028	1,519	52,682
保健・福祉施設	19,437	0	26,400	9,880	25,578	15,843	117,553	105,641	44,672	4,813	369,817
医療施設	29,800	7,090	0	2,700	0	7,080	2,149	0	32,898	4,400	86,117
行政系施設	238,899	28,650	124,300	285,073	106,444	167,205	115,389	110,879	93,087	109,709	1,379,635
公園施設	0	10,000	0	46,000	39,000	60,000	63,500	103,000	92,000	63,000	476,500
道路・河川施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸・通信施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他施設	0	0	0	3,740	36,842	0	0	0	0	3,769	44,351
医療施設（病院会計）	29,000	28,056	38,620	108,000	59,870	21,600	27,600	38,190	41,000	79,800	471,736

※学校施設（小学校・中学校）における計画については、一関市学校施設長寿命化計画（一関市教育委員会 令和3年3月策定）を参照

※主に、100万円以上の修繕・改修、更新等に要する経費を集計したものです。

※この表の計画額は、令和4年度に作成した各施設の個別施設計画を単年度の事業総額に合わせて令和5年度に調整した事業費であり、予算額とは一致しません。

※各事業の実施時期は、施設利用者の安全の確保や維持管理の緊急性などから判断し、変更する場合があります。